

熊本県指定調査機関、指定情報公表センター及び指定調査員養成研修機関の指定等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定調査機関（法第115条の36第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）、指定情報公表センター（法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センターをいう。以下同じ。）及び指定調査員養成研修機関（施行令第37条の7第1項に規定する知事が指定する者をいう。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

- 第2条 法第115条の36第1項の規定による申請は、指定調査機関指定申請書（別記第1号様式）により行うものとする。
- 2 法第115条の42第1項の規定による申請は、指定情報公表センター指定申請書（別記第2号様式）により行うものとする。
- 3 施行令第37条の7第4項の規定による申請は、指定調査員養成研修機関指定申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

(指定)

第3条 知事は、前条第1項、第2項及び第3項の規定による申請があったときは、別に定めるところにより選定された団体を指定するものとする。

(指定の期間)

第4条 第2条の申請に対する指定の期間は、指定の日から3年間とする。

(業務の休廃止等の申請)

- 第5条 法第115条の41及び法第115条の42第3項において準用する法第115条の41の規定による申請は、休止・廃止・再開許可申請書（別記第4号様式）により行うものとする。
- 2 施行令第37条の7第4項第3号イの規定による申請は、廃止承認申請書（別記第5号様式）により行うものとする。
- 3 第1項に規定する許可申請書及び第2項に規定する承認申請書は、廃止等を行うおうとする日の2か月前までに、知事に提出するものとする。

(変更の届出等)

第6条 施行令第37条の4第2項、施行令第37条の11において準用する施行令第37条の4第2項及び施行令第37条の7第4項第3号ロの規定による届出は、変更届出書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 施行令第37条の7第4項第3号イの規定による申請は、変更承認申請書（別記第7号様式）により行うものとする。

3 次に掲げる事項に変更があったときは、変更のあった日から10日以内に、変更届出書（別記第6号様式）により知事に届けなければならない。

(1) 施行規則第140条の49第1項第1号、第2号、第3号、第8号又は第12号に規定する事項

(2) 施行規則第140条の62において準用する施行規則第140条の35第1項第1号、第2号、第3号又は第8号に規定する事項

4 第2項に規定する承認申請書及び第3項に規定する届出書は、変更を行おうとする日の2週間前までに、知事に提出するものとする。

(公示)

第7条 施行令第37条の4第3項、施行令第37条の7第6項、施行令第37条の9及び施行令第37条の11において準用する施行令第37条の9の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定を受けた者の名称

(2) 指定を受けた者の住所

(3) 事務を実施する事務所の所在地

(4) 変更事項及び変更後の内容（変更の場合に限る。）

(指定の取消し等)

第8条 施行令第37条の10及び施行令第37条の11において準用する施行令第37条の10のいずれかに該当するときは、知事は当該指定機関の指定を取消し、又は期間を定めて事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、調査員養成研修を行う者が、施行令第37条の7第4項各号の要件を満たすことができなくなったと認めるときは、指定を取り消すことができる。

(実施細目)

第9条 この要項に規定するもののほか、指定調査機関、指定情報公表センター及び指定調査員養成研修機関の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要項は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成21年2月24日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、別記第1号様式、別記第2号様式、付票1-8及び付票2-7の改正規定は、平成21年5月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

指定調査機関指定申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者

（担当者： 連絡先： ）

介護保険法第 115 条の 36 第 1 項に規定する指定調査機関に係る指定を受けた
いので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所（施
行規則第 140 条の 49 第 1 号）

（1）申請者の名称

（2）主たる事務所の所在地

（3）代表者の氏名

（4）代表者の住所

2 当該申請に係る事業の開始予定年月日（施行規則第 140 条の 35 第 4 号）

3 付票 1-1 ~ 1-10

4 別添「提出すべき書類一覧」に記載する書類

5 その他

付票 1 - 1

調査事務を行う事務所の名称及び所在地（施行規則第 140 条の 49 第 2 号）

番号	事務所の名称	電話番号	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 主たる事務所を○で示すこと。

付票 1 - 2

_____年度事業計画書（施行規則第 140 条の 49 第 6 号）

1 事業年度

年 月 日 ~ 年 月 日

2 事業実施の方針

3 事業の実施に関する事項

定款等の 事業名	事業内容	実施予定 期間	実施予定 場所	従事者の 予定人数	対象事業所 数(予定)	支出見込 額(千円)

※当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度をそれぞれ別葉として作成すること。

科目	金額（単位：円）
I 経常収支の部	
1 手数料収入	
2 その他収入（ ）	
II 経常支出の部	
1 事業費	
2 管理費	
III その他資金収入の部	
IV その他資金収入の部	

※当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度をそれぞれ別葉として作成すること。

指定調査機関の指定の申請に係る意思の決定の方法
 (施行規則第 140 条の 49 第 7 号)

調査事務に関する事項の決定	決定方法	
	方法を定めた規定	
調査事務に関する第三者委員会	設置	(有 ・ 無)
	設置を定めた規定	
	名称	

※ 調査事務に関する第三者委員会を設置している場合には、委員の氏名、役職等を記載した名簿を提出すること。

構成員の氏名及び構成の割合（施行規則第 140 条の 49 第 8 号）

- 1 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された法人、合名会社、合資会社及び有限会社の場合は、社員名簿を提出すること。（民法、商法又は有限会社法上の社員であり、従業員ではない。）
- 2 財団法人にあつては、基本財産の構成を証する書類を提出すること。
- 3 構成員が株主である場合には、次の表に記載すること。
 - （1）発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主のみを記載すること。
 - （2）構成割合の欄には、出資比率、持ち株比率等を記載すること。
 - （3）介護サービスを提供している者の欄には、構成員が、介護サービス事業者である場合、その運営する法人等の役員である場合又はその運営に参加する者等である場合、○を記載するとともに、当該介護サービスの概要とその構成員の役割を確認できる書類を提出すること。

番号	氏名又は名称	構成割合	介護サービスを提供する者
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- 4 その他の法人については、当該法人の種類に応じて上記に記載する法人に準じた取扱いとすること。

5 法人の役員のうち、介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び三親等以内の家族の者は、以下に記載すること。

番号	氏名	職名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

調査の実施の方法に関する計画（施行規則第 140 条の 49 第 10 号）

営業日時	曜日		
	時間		
定休日			
調査を実施する期間	通年の対応が可能		可・不可
	その他		
調査を実施する範囲	県内全域の対応が可能		可・不可
	その他		
調査員が 1 週間当たり勤務すべき日数	1	勤務形態（ ）	週 日
		専従・兼務している業務の内容（ ）	
	2	勤務形態（ ）	週 日
		専従・兼務している業務の内容（ ）	
	3	勤務形態（ ）	週 日
		専従・兼務している業務の内容（ ）	
調査員の調査体制			
調査の検証体制			
今後の調査員の確保の見込み等			

- 1 調査員が 1 週間当たり勤務すべき日数及び時間数の欄には、調査員の勤務形態ごとに記載すること。
- 2 調査員の調査体制の欄には、調査員の組合せ等を記載すること。
- 3 調査の検証体制の欄には、調査のノウハウ等を定期的に共有できる方法等を記載すること。
- 4 今後の調査員の確保の見込み欄には、本制度対象サービス追加時の対応についても記載すること。

調査員名簿																				
登録 番号	氏名	生年月日	勤務形態 (常勤・非常 勤・専従・兼務)	介護サービスに関する知識 を予め有する者 (介護支援専門員等)	調査対象グループ															
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

(グループ区分) 1 訪問介護グループ、2 訪問入浴介護グループ、3 訪問看護グループ、4 訪問リハビリテーショングループ、5 通所介護グループ、6 通所リハビリテーショングループ、7 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)グループ、8 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)、9 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅グループ)、10 福祉用具貸与グループ、11 小規模多機能型居宅介護グループ、12 認知症対応型共同生活介護グループ、13 居宅介護支援、14 介護老人福祉施設グループ、15 介護老人保健施設グループ、16 介護療養型医療施設グループ

- 勤務形態の欄には、常勤・非常勤及び専従・兼務の別を記載すること。
- 介護サービスに関する知識を予め有する者の欄には、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員及び県知事がこれらに準ずるものとして認められた者については、○を記載すること。
- 調査可能な各介護サービスの欄には○を記載すること。

誓約書（施行規則第 140 条の 49 第 11 号）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所在地

法人名

代表者

印

（担当者： 連絡先： ）

指定調査機関指定申請書の提出に当たり、介護保険法施行令第 37 条の 3 各号及び熊本県指定調査機関、指定情報公表センター及び指定調査員養成研修機関の指定等に関する要項別表第 1 の 2 に該当しないことを誓約します。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）

第 37 条の 3 都道府県知事は、指定調査機関（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 36 第 1 項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務（法第 115 条の 36 第 1 項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第 37 条の 11 において準用する第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定情報公表センター（法第 115 条の 42 第 1 項に規定する指定情報公表センターをいう。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうちに、第五号に該当する者があるとき。

付票 1 - 9

調査を行おうとする介護サービス、調査実施可能件数、調査員数
(施行規則第 140 条の 49 第 12 号)

番号	介護サービスグループ区分	調査員数 (うち予め知識を有する者)
1	訪問介護グループ	()
2	訪問入浴介護グループ	()
3	訪問看護グループ	()
4	訪問リハビリテーショングループ	()
5	通所介護グループ	()
6	通所リハビリテーショングループ	()
7	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)グループ	()
8	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)グループ	()
9	特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)グループ	()
10	福祉用具貸与グループ	()
11	小規模多機能型居宅介護グループ	()
12	認知症対応型共同生活介護グループ	()
13	居宅介護支援	()
14	介護老人福祉施設グループ	()
15	介護老人保健施設グループ	()
16	介護療養型医療施設グループ	()

年間調査可能数	
その算定方法	

付票 1 - 1 0

調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
(施行規則第 140 条の 49 第 13 号)

苦情受付の方法	電話番号	
	F A X 番号	
	電子メールアドレス	
苦情の対応責任者	職名	
	氏名	
苦情の記録の方法		
苦情に対する対応の方法	利用者からの苦情	
	事業者からの苦情	

別添

提出すべき資料一覧

番号	名称	備考
1	申請者の定款又は寄附行為等（施行規則第 140 条の 49 第 3 号）	
2	申請者の登記事項証明書等（施行規則第 140 条の 49 第 3 号）	
3	前年度の貸借対照表（施行規則第 140 条の 49 第 5 号）	
4	前年度の損益計算書（施行規則第 140 条の 49 第 5 号）	
5	役員の名簿（施行規則第 140 条の 49 第 8 号）	
6	各役員の実歴（施行規則第 140 条の 49 第 8 号）	
7	申請者が現に行っている業務の概要（施行規則第 140 条の 49 第 9 号）	
8	労働者災害補償保険に加入していることを証する書類	
9	国税及び地方税を滞納していないことを証する書類	

別記第2号様式（第2条関係）

指定情報公表センター指定申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者

（担当者： 連絡先： ）

介護保険法第115条の4第3項に規定する指定情報公表センターに係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所（施行規則第140条の49第1号）

（1）申請者の名称

（2）主たる事務所の所在地

（3）代表者の氏名

（4）代表者の住所

2 当該申請に係る事業の開始予定年月日（施行規則第140条の49第4号）

3 付票2-1～2-8

4 別添「提出すべき書類一覧」に記載する書類

5 その他

付票 2 - 1

情報公表事務を行う事務所の名称及び所在地（施行規則第 140 条の 49 第 2 号）

番号	事務所の名称	電話番号	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 主たる事務所を○で示すこと。

付票 2 - 2

_____年度事業計画書（施行規則第 140 条の 49 第 6 号）

1 事業年度

年 月 日～ 年 月 日

2 事業実施の方針

3 事業の実施に関する事項

定款等の 事業名	事業内容	実施予定 期間	実施予定 場所	従事者の 予定人数	対象事業所 数(予定)	支出見込 額(千円)

※当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度をそれぞれ別葉として作成すること。

科目	金額（単位：円）
I 経常収支の部	
1 手数料収入	
2 その他収入（ ）	
II 経常支出の部	
1 事業費	
2 管理費	
III その他資金収入の部	

※当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度をそれぞれ別葉として作成すること。

付票 2 - 4

指定情報公表センターの指定の申請に係る意思の決定の方法

(施行規則第 140 条の 49 第 7 号)

情報公表事務に関する事項の決定	決定方法	
	方法を定めた規定	
情報公表事務に関する第三者委員会	設置	(有 ・ 無)
	設置を定めた規定	
	名称	

※ 情報公表事務に関する第三者委員会を設置している場合には、委員の氏名、役職等を記載した名簿を提出すること。

付票 2 - 5

構成員の氏名及び構成の割合（施行規則第 140 条の 49 第 8 号）

- 1 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された法人、合名会社、合資会社及び有限会社の場合は、社員名簿を提出すること。（民法、商法又は有限会社法上の社員であり、従業員ではない。）
- 2 財団法人にあっては、基本財産の構成を証する書類を提出すること。
- 3 構成員が株主である場合には、次の表に記載すること。
 - （1）発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主のみを記載すること。
 - （2）構成割合の欄には、出資比率、持ち株比率等を記載すること。
 - （3）介護サービスを提供している者の欄には、構成員が、介護サービス事業者である場合、その運営する法人等の役員である場合又はその運営に参加する者等である場合、○を記載するとともに、当該介護サービスの概要とその構成員の役割を確認できる書類を提出すること。

番号	氏名又は名称	構成割合	介護サービスを提供する者
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- 4 その他の法人については、当該法人の種類に応じて上記に記載する法人に準じた取扱いとすること。

5 法人の役員のうち、介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び三親等以内の家族の者は、以下に記載すること。

番号	氏名	職名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

情報公表事務の実施の方法に関する計画（施行規則第 140 条の 49 第 10 号）

営業日時	曜日			
	時間			
定休日				
介護サービス情報公表システムに関する事項	管理者の氏名・職名			
	サーバー等の設備状況			
	1日当たりのアクセス数の見込み		アクセス限界数の見込み	
	セキュリティに関する事項			
	システム障害時の対応			
	他のシステムとの連携状況			
上記以外の介護サービス情報の公表の方法に関する事項				
情報の管理に関する事項				

誓約書（施行規則第 140 条の 49 第 11 号）

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所在地

法人名

代表者

印

（担当者： 連絡先： ）

指定情報公表センター指定申請書の提出に当たり、介護保険法施行令第 37 条の 11 の規定により準用する同施行令第 37 条の 3 各号に該当しないことを誓約します。

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）

第 37 条の 3 都道府県知事は、指定調査機関（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 36 第 1 項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務（法第 115 条の 36 第 1 項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第 37 条の 11 において準用する第 37 条の 10 第 1 項の規定により指定情報公表センター（法第 115 条の 42 第 1 項に規定する指定情報公表センターをいう。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうちに、第五号に該当する者があるとき。

付票 2 - 8

情報公表に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
 (施行規則第 140 条の 49 第 13 号)

苦情受付の方法	電話番号	
	F A X 番号	
	電子メールアドレス	
苦情の対応責任者	職名	
	氏名	
苦情の記録の方法		
苦情に対する対応の方法	利用者からの苦情	
	事業者からの苦情	

別添

提出すべき資料一覧

番号	名称	備考
1	申請者の定款又は寄附行為等（施行規則第 140 条の 49 第 3 号）	
2	申請者の登記事項証明書等（施行規則第 140 条の 49 第 3 号）	
3	前年度の貸借対照表（施行規則第 140 条の 49 第 5 号）	
4	前年度の損益計算書（施行規則第 140 条の 49 第 5 号）	
5	今年度の事業計画書（施行規則第 140 条の 49 第 6 号）	
6	翌年度の事業計画書（施行規則第 140 条の 49 第 6 号）	
7	今年度の収支予算書（施行規則第 140 条の 49 第 6 号）	
8	翌年度の収支予算書（施行規則第 140 条の 49 第 6 号）	
9	役員の名簿（施行規則第 140 条の 49 第 8 号）	
10	各役員の実歴（施行規則第 140 条の 49 第 8 号）	
11	申請者が現に行っている業務の概要（施行規則第 140 条の 49 第 9 号）	

別記第3号様式（第2条関係）

指定調査員養成研修機関指定申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者
(担当者： 連絡先：)

介護保険法施行令第37条の7第4項に規定する指定調査員養成研修機関に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所（施行規則第140条の57において準用する施行規則第113条の38第1項第1号）
 - (1) 申請者の名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) 代表者の住所
- 2 調査員養成研修の名称（施行規則第140条の57において準用する施行規則第113条の38第1項第2号）
- 3 当該申請に係る事業の開始予定年月日（施行規則第140条の57において準用する施行規則第113条の38第1項第5号）
- 4 付票3-1及び付票3-2
- 5 別添「提出すべき書類一覧」に記載する書類
- 6 その他

付票 3 - 1

研修を行う施設の名称及び所在地（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 3 号）

番号	施設の名称	電話番号	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
備考			

付票 3 - 2

受講料その他研修の受講者から受領する金額（施行規則第 140 条の 57 に
おいて準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 6 号）

受講者に費用負担を求めるもの	受領する金額

別添

提出すべき資料一覧

番号	名称	備考
1	申請者の定款又は寄附行為（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 4 号）	
2	申請者の登記事項証明書（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 4 号）	
3	今年度の事業計画書（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 5 号）	
4	翌年度の事業計画書（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 5 号）	
5	事業に係る資産の状況（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 5 号）	
6	研修の課程（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 7 号）	
7	講師の氏名、履歴及び担当科目（施行規則第 140 条の 57 において準用する施行規則第 113 条の 38 第 1 項第 7 号）	

別記第4号様式（第5条関係）

休止・廃止・再開許可申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者

印

（担当者： 連絡先： ）

下記のとおり事業の休止（廃止・再開）の許可を申請します。

記

休止（廃止・再開）する指定機関の名称及び所在地	名称
	所在地
休止（廃止・再開）する事業	調査事務 ・ 情報公表事務
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開
休止・廃止・再開を行いたい年月日	平成 年 月 日
休止・廃止・再開を行おうとする理由	
事業を休止・廃止をするために講じる措置	
休止予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

別記第5号様式（第5条関係）

廃止承認申請書

平成 年 月 日

熊本県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者

印

（担当者： 連絡先： ）

下記のとおり事業の廃止の承認を申請します。

記

廃止する指定調査員養成研修機関の 名称及び所在地	名称
	所在地
廃止する事業	調査員養成研修
廃止の時期	平成 年 月 日
廃止を行おうとする理由	
事業を廃止するために講じる措置	

